

平成22年度決算

地方交付税9・3%増
子ども手当5億円

平成22年度の一般会計および特別会計の決算が9月定例議会で審議の上、認定されました。一般会計の決算は、歳入が78億780万3000円、歳出が76億3286万6000円、歳入歳出差引額は1億7493万7000円です。一般会計ほか特別会計および水道事業会計の決算は次の表のとおりです。

一般・特別会計決算額内訳 <表1>

会計別	歳入歳出別	歳入	歳出	差引額
一般会計		7,807,803	7,632,866	174,937
特別会計	国民健康保険	2,900,147	2,894,631	5,516
	老人保健	3,982	3,982	0
	後期高齢者医療	221,055	212,052	9,003
	公共下水道事業	901,941	898,829	3,112
	農業集落排水事業	84,223	83,237	986
水道事業	収益的	567,106	558,053	9,053
	資本的	112,635	251,621	△138,986
総額		12,598,892	12,535,271	63,621

※水道事業（資本的）会計の不足額138,986は損益勘定保留資金で補てんされています。（単位：千円）

一般会計決算
歳入伸び率は2・5%
歳出伸び率は2・4%

一般会計の実質収支は、翌年度へ繰り越す額を除き1億6983万8000円です。単年度収支は、981万3000円、実質単年度収支は、3億6828万8000円の赤字となっています。

※実質収支 歳入―歳出
※単年度収支 実質収支から前年度の繰越金を差引いた22年度のみの収支
※実質単年度収支 単年度収支に実質的な赤字要素（基金積立額、地方債繰上償還額）と赤字要素（基金取崩し額）を加減した額

■歳入・78億780万3000円
平成21年度と比べ1億8693万7000円の増額です。増額した主な理由は、国から交付される地方交付税が1億7350万円増えたからです。とおり、歳入全体のおよそ6割を町税

と地方交付金が占めています。

■歳出・76億3286万6000円
平成21年度と比べ1億8182万6000円の増額です。増額した主な理由は、民生費の中の子ども手当が、児童手当にかわり新たに支給されるようになったからです。ほかの歳出は、全体的に減っています。

■基金・財政調整基金等
町有地売却収入などを積み立てた基金積立金は、3億8042万5000円で、21年度に比べ2億3823万1000円の増額です。その使途が特定されていない財政調整基金と減債基金を合わせた年度末残高は、22億9296万8000円になっています。

※22年度末現在、一般会計には財政調

○納められた町の税金 94,663円/町民1人当たり

固定資産税	町民税
43,441円	42,567円
町たばこ税	軽自動車税
6,543円	2,112円

※町民1人当たりの計算は、平成23年3月31日の住民基本台帳人口26,382人によるものです。

○使われた町のお金 289,321円/町民1人当たり

民生費	総務費	衛生費
95,867円	49,284円	36,005円
公債費	教育費	土木費
30,478円	27,378円	23,546円
消防費	農林水産業費	議会費
11,133円	6,082円	3,623円

その他5,925円

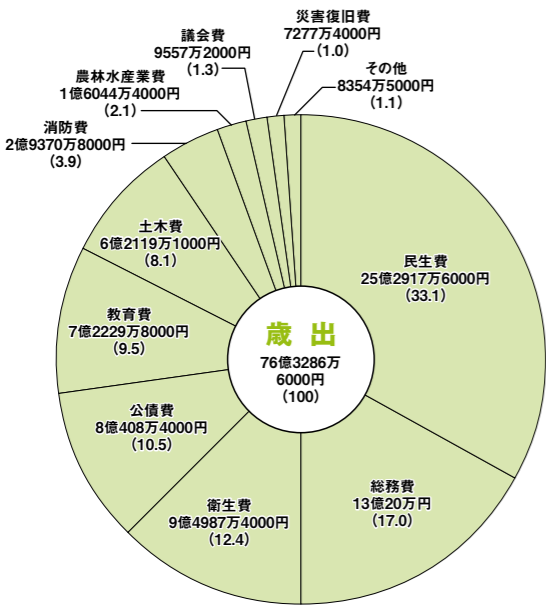
整基金、減債基金、自然教育基金、水道水源保全基金、住民生活に光をそそぐ基金が設置されています。

■財政指標・経常収支比率
町の財政運営が健全かどうかの目安となる経常収支比率は、85・7%で、21年度に比べ2・6ポイント改善されています。

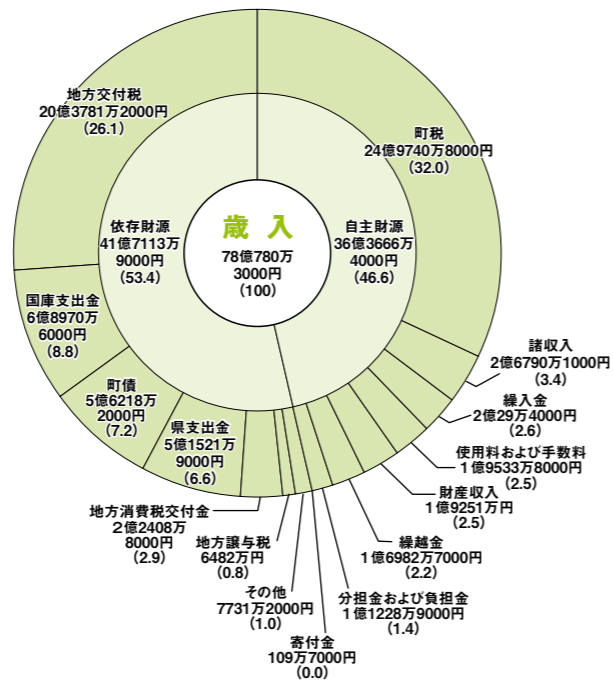
※経常収支比率 人件費や公債費などの通常の経費に、地方税や地方交付税などの通常の財源がどの程度充当されたかを見る指標です。この比率が低いほど建設事業などへ充当できる財源に余裕があり、財政構造の弾力性が大きいこととなります。

()は%

歳出の内訳



歳入の内訳



◎用語の説明

歳入	
町税	町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税
地方交付税	どの市町村でも一定水準の行政サービスが受けられるよう、一定の基準により国が交付する税
国庫支出金	国が特定の事務事業に対し交付するお金
町債	資金調達のために借入したもので、返済が長期にわたるもの
県支出金	県が特定の事務事業に対し交付するお金
諸収入	延滞金や預金利子など、他の歳入科目に含まれない収入
地方消費税交付金	消費税のうち1%が地方に交付され、さらにその1/2が市町村へ交付される交付金
繰入金	特別会計や基金などの他会計から資金調達されたお金
使用料および手数料	公共施設の使用料や戸籍・税関係の証明およびごみ処理などの手数料
財産収入	町有地などの貸し付けや売却などによる収入
繰越金	一会計年度から次の会計年度へ持ち越したお金
分担金および負担金	保育料など
地方譲与税	国税として徴収した自動車重量税、地方道路税を、一定の基準により国が譲与する税
その他	地方特例交付金、自動車取得税交付金、寄附金など

歳出	
民生費	社会福祉、高齢者、児童福祉などの社会生活保障に要する経費
総務費	全般的な管理事務やまちづくり、選挙、統計などに要する経費
衛生費	住民健診やごみ・し尿処理など生活環境の保持に要する経費
公債費	借入した町債の元金・利子の償還に要する経費
教育費	小・中学校・幼稚園・社会教育などの教育関係に要する経費
土木費	道路や河川、公園などの維持的なもの、新設改良的なものに要する経費
消防費	消防団や消防署の運営および防災に要する経費
農林水産業費	農業委員会や農林業振興などに要する経費
議会費	議会活動に要する経費
災害復旧費	大雨などの災害によって生じた被害の復旧に要する経費
労働費	失業対策事業等に要する経費
商工費	商工業の振興に要する経費

※決算額の大きい順に表記しています。